

平成27年10月スタート

1人に1つのマイナンバー

「社会保障・税番号制度」が始まります



マイナンバー制度マスコットキャラクター「マイナちゃん」

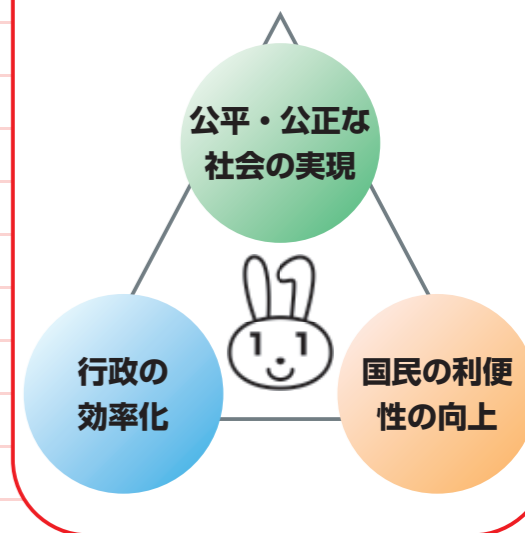
最近、耳にすることが多くなった「マイナンバー(個人番号)」。

聞いたことはあるけれど、どんな番号でどのように利用するのかよく分からないといった方が多いのではないのでしょうか。

マイナンバーとは、新たに始まる社会保障・税番号制度により、外国人を含む住民票のある全ての方1人が1つ持つことになる12桁の番号のことです。そして、この番号を活用することにより、行政の効率化や国民生活の利便性の向上などが見込まれます。

ここでは、いよいよ今年の10月からスタートするマイナンバーについてお知らせします。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。



マイナンバー導入の目的

マイナンバー(個人番号)は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。そして、期待される効果としては、大きく分けて次の3つのことが挙げられます。

① 公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受けることを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行うようになります。

② 国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され、国民の負担が軽減されます。また、行政機関が持っている自分の情報を確認したり、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ったりできるようになります。

③ 行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間での連携が進み、作業の重複などの無駄が削減されるようになります。

マイナンバーの通知

平成27年10月から、住民票を有する国民の皆さん一人ひとりに12桁のマイナンバーが通知されます。また、マイナ

バーは中長期在留者や特別永住者などの外国人の方にも通知されます。通知は、市役所から、原則として住民票に登録されている住所宛てにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われる恐れがある場合を除いて、番号は一生変更されませんので、マイナンバーはぜひ大切にしてください。

マイナンバーを利用できる機関など

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きにマイナンバーが必要になります。マイナンバーは社会保障、税、災害対策の中でも、法律や市の条例で定められた行政手続きでしか使用することはできません。なお、行政機関などでの情報連携は平成29年1月から順次開始されます。

① 国や地方公共団体

国の行政機関や地方公共団体などにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、災害対策の分野で利用されることとなります。このため、国民の皆さんには、年金・雇用保険・医療保険の手続き、生活保護・児童手当その他福祉の給付、確定申告などの税の手続きなどで、申請書などにマイナンバーの記載を求められることとなります。

また、税や社会保険の手続きにおいては、事業主や証券会社、保険会社などが個人に代

わって手続きを行うこととされている場合もあります。このため、勤務先や証券会社、保険会社などの金融機関にもマイナンバーの提出を求められる場合があります。

② 民間企業

民間企業は、従業員の健康保険や厚生年金の加入手続きを行ったり、従業員の給料から源泉徴収して税金を納めたりしています。また、証券会社や保険会社などの金融機関でも、年金・配当金・保険金などの税務処理を行っています。平成28年1月以降は、これらの手続きを行うためにマイナンバーが必要となります。そのため、企業や団体に勤めている方や金融機関と取引がある方は、勤務先や金融機関に本人や家族のマイナンバーを提示する必要があります。

また、民間企業が外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合、報酬から税金の源泉徴収をしなければなりません。そのため、こうした外部の方からもマイナンバーを提供していただく必要があります。

マイナンバーは次のような場面で使います

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します。

厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します。

証券会社や保険会社などにマイナンバーを提示し、法定調書などに記載します。

勤務先にマイナンバーを提示し、源泉徴収票などに記載します。